

## 西国における曾我氏の所領と文書

苧 米 一 志

「細川家文書」には、永正九年（一五二二）付の次のような文書写が存在する。<sup>(1)</sup>

(a) 室町幕府奉行人連署奉書写

御料所備中国皆部庄（畠山丹波守跡）四分疋、參拾柒貫五百文事、帶貞治四年御判并文安三年打渡等、当知行、無相違之旨、請文炳焉也、所詮、弥可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正九年八月十二日 下野守（花押影）

散位（花押影）

曾我又次郎殿

(b) 室町幕府奉行人連署奉書写

知行分備中国水田地頭職事、為勲功之賞之処、先祖、彼庄半分令寄進退藏庵、聯輝軒相続段、被聞食訖、所詮、於年貢京着半分者、当知行之上者、弥可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正九年八月廿五日

下野守 (花押影)

對馬守 (花押影)

曾我又次郎殿

総合歴史学科の専門教育科目「総合歴史演習Ⅰ」において、受講生に「細川家文書」の写真翻刻を課していることもあり、解説の必要もあって右の文書を考察してみた。受講生に発表を課す際には、難解な語句に注釈を付けることを義務づけているので、次のような注釈を付けて現代語訳を導いている。注釈は、以下のようなものになる(詳しい典拠は省略する)。

### 【語句の注釈】

御料所 Ⅱ 室町幕府將軍の御料所(直轄領)であろう。

備中国皆部庄 Ⅱ 英賀郡英賀荘皆部郷。後掲の水田郷および中津井郷とともに英賀荘の内部の郷だが、時に皆部庄ともよばれる。旧・上房郡皆部(あざえ)村。現・真庭市北房。室町期には山科家領および山城国伏見の退藏庵領であった。後述するように、その地頭職はもともと曾我氏が所持していたが、明德元年(一三九〇)曾我満助がその半分を退藏庵に寄進したものである。

畠山丹波守跡 Ⅱ 「福原文書」「毛利家文書」には、正平六年(一二五二)南朝方に属し、備後・備中方面を攻撃

した「畠山丹波守」が見える（同年十月十八日・同廿二日岩頼有書状写）。「跡」は没収地のこと。北朝によって皆部庄から畠山丹波守が駆逐され、その後で曾我氏の恩賞地となったのであろう。

貞治四年御判 〓 後掲する貞治四年（一三六五）七月十日付の足利義詮御判御教書のことであらう。

文安三年打渡 〓 打渡とは、施行・遵行・沙汰付とも言い、土地を正當な所有者に返付すること。その際の手続き文書の一つに打渡状がある。おそらく、後掲の『和簡礼経』下、文安三年（一四四六）九月十日備中国守護家奉行人奉書のことであらう。

備中国水田 〓 英賀郡英賀荘水田郷。時に水田荘ともいう。旧・上房郡上水田村・水田村。現・真庭市北房にあたる。

勲功之賞 〓 合戦の手柄に対する恩賞地

退蔵庵 〓 山城国伏見にある禅宗寺院。相国寺の末寺

聯輝軒 〓 相国寺内部の塔頭。伏見宮家出身の就山永崇が在住し、足利將軍家の保護も厚かった。退蔵庵と法脈的な関係があり、それにより備中国水田郷の権利を取得したのであろう。

年貢京着半分 〓 年貢の徴収と運送は、相国寺聯輝軒が一括して担当していたようであり、京都に到着した年貢半分は、曾我又次郎に納められることになった。

下野守 〓 室町幕府奉行人の飯尾之秀であらう。

散位 〓 室町幕府奉行人の諏訪長俊であらう。

対馬守 〓 室町幕府奉行人の松田英致であらう。

これらを用いて、簡略に現代語訳してみよう。

【現代語訳】

(a) 將軍の御料所である備中国皆部庄（畠山丹波守からの没収地）の四分の一、三十七貫五百文相当の土地については、そちらが貞治四年の將軍御判御教書および文安三年の打渡状などの証拠書類を所有しており、そちらが所有者に間違いはないことは、かつての使者の任務報告書からも明らかである。したがって、そちらが土地を所有・経営すべきだということを、將軍から命じられた。このことを、伝達するものである。室町幕府の奉行人より、曾我又次郎殿へ。

(b) そちらの知行分である、備中国水田郷の地頭職について。それはかつて、そちらに与えた恩賞地であったが、そちらの先祖が、莊園の半分の年貢を伏見退蔵庵に寄進した。それを相国寺聯輝軒が相続したということを將軍がお聞きした。京都に上納される年貢の半分については、そちらの権利であることに間違いないので、そのまま収益としなさい。以上を、將軍から命じられた。このことを、伝達するものである。室町幕府の奉行人より、曾我又次郎殿へ。

右の経緯については、次の文書によりさらに詳細な事情が判明する。年次は延徳二年（一四九〇）であり、(a) (b) を二十年ほど遡る時期のものになる。

(c) 『和簡礼経』下、曾我教助言上状写

教助謹言上

右、備中国水田地頭職事、為勲功賞、拝領以來、帯代々御判、当知行無相違者也、然而祖父滿助、彼郷、令寄進伏見退藏庵、年貢半分事、為寺家執沙汰之処、毎度無沙汰之間、自永享二年、致直務之処、寺家被掠申、致知行、剩年貢未進之条、申披之、令教助直務、既康正二年被成下御判、知行之処、其後被掠申、寺家知行太無謂、次者文明十八年、依地下錯乱、不令寺納間、不致其沙汰云々、虚言之至也、地下錯乱者、年貢収納以後、及月追事也、於十八年年貢者、最少分請取之、十九年年貢、一円無沙汰也、此趣被聞食披、被任度々之御下知、可令教助直務之段、被成下御判者、可忝存者也、仍粗言上如件、

延徳二年七月 日

文書の語るところは、以下の通りである。

曾我教助の祖父は、滿助という。滿助はかつて、備中国英賀莊水田郷地頭職の半分を山城国伏見の退藏庵に寄進した。年貢の徴収・納入は退藏庵の義務とされたが、納入が滞ったので、永享二年（一四三〇）から曾我氏が直接に徴収することにした。ところが退藏庵はそれに応じず、さらに年貢が退藏庵に納められていないと主張した。康正二年（一四五六）に將軍の御判御教書を頂いて、曾我氏が直接に年貢の徴収を行なったが、退藏庵はさらに現地の支配を続けた。退藏庵は、文明十八年（一四八六）に「地下錯乱（現地のもめごと）」によって年貢が徴収できなかったで、曾我氏に年貢を届けられなかったと言っている。しかし、それは年貢収納の後の事件によるものである。文明十八年の年貢は、少々であっても曾我氏に届けられている。全く届けられていないのは、文明十九年以降の年貢である（退藏庵の主張には虚偽がある）。以上の通りなので、退藏庵の現地支配を停止して、教助に直接支配させてほしい。

(a) (b) の宛所である曾我又次郎は、右の教助の一代ほど後の人物と判断されるが、「曾我系図」〔統群書類従〕第六輯上。図1参照)によると、実際に又次郎は教助の子・元助のことである。この家系が、いわゆる曾我氏の嫡流ということになる。

ここまで特に断らなかったが、右の曾我氏とは『曾我物語』で著名な曾我兄弟の子孫にあたる家系であり、もと相模国足柄郡曾我郷を本拠とした武士団である。<sup>(2)</sup> その曾我氏が備中国英賀荘皆部郷という、西国でもあまり知られない地域に所領を有していたことに筆者は興味を引かれた。しかし、『太平記』や『梅松論』をひもとくまでもなく、南北朝史を知る人間ならば、このことは周知の事実であったかも知れない。曾我氏が右の所領を獲得した経緯については、やはり「細川家文書」の内にそれを語る貞治四年(一三六五)の文書(正文)が存在する。

(d) 足利義詮御判御教書

備中国浅井郷内〈畠山丹波守跡〉事、為細川七郎三郎入道義兼勲功之地之处、彼跡無主之間、非成料所、所預置曾我兵庫助也、早可打渡下地於彼代官之状、如件、

貞治四年七月十日

(花押)

宮下野入道殿

(e) 宮下野入道氏信(備中国守護代) 遵行状

備中国浅井郷〈畠山丹波守跡〉事、今年七月十日御教書、如此、任被仰下之旨、沙汰付下地於曾我兵庫助、可被執進請取之状、如件、

図1 曾我系図（統群書類従本）および他史料からの復元

鎮守府將軍良文八代之末孫也

小太郎

祐信

祐綱

号太郎。仕頼朝

（助綱）

？

時助

奥太郎

時之

小次郎

仕久明親王。此時執權北条貞時也。自祐信至時助而五・六代歟。此間、家伝紛失而難詳之

仕守邦親王。此時執權北条高時也

太郎左衛門尉。上野介

師助

仕尊氏、賜御下文、領防州与田保之闕所地。觀応元年之御判形、于今所持。法名道行

小次郎。美濃守。兵庫助

氏助

仕義詮。此時、賜備中国浅井郷内、畠山丹波守所領遺跡、且主郷内之政。貞治四年之御判形所持也。法名道昌

太郎平次左衛門。美濃守

満助

仕義満。此時、周防国与田保課役、免許之。永和四年之御判形、所持之

太郎平次右衛門

政助

仕義満・義持・義量

平次。兵庫助。上野介

教助

仕義教・義政・義尚

又次郎。兵庫助。上野介

元助

仕義植・義澄・義晴。其後、義澄流落之時、元助供奉。依其忠勤、賜感状。于今所持也

又次郎。上野介。兵庫頭

## 助乘

仕義晴・義輝・義昭。其後、義輝遷朽木之、助乘供奉。其後、義昭、楯籠槓島之時、在城中。又在若江堺津之時、亦供奉。故兩代共賜感狀。于今所持也。

又次郎。兵庫助。主計頭。又左衛門

## 尚祐

義昭流落之時、依為幼少、不致供奉。其後、佐久間右衛門尉、為奏者、仕織田信雄。天正十八年、小田原陣之時、秀吉、廢流信雄於秋田郡。此時、信雄入道、号常真。其後、常真、以尚祐、遣東照大權現、使言被宥助之事。大權現、憐尚祐忠誠而賜御書於尚祐。于今所持也。信雄、被改遷伊予国時、供奉者十四人、尚祐其一也。其後、依秀吉之命、謁見秀次、欲賜領知。秀次、無幾遭害。故以父助乘從秀吉拜領之地、為居住。武州江府可奉仕台德院殿之旨、以大久保相模守・永井右近大夫、被召。由是慶長六年、奉勤仕台德院。寬永元年、又又蒙台德院殿鈞命而奉勤仕將軍家。同三年卒。六十九歲

喜太郎。又左衛門。丹波守

## 古祐

慶長六年、奉仕台德院殿。大坂兩度御陣供奉。寬永八年、為御使番。同九年、奉仕將軍家御目付。同十年、為肥前国長崎奉行被差遣。同十一年、受大奉行職。同十六年、任五位下

(略)



図2 「齋藤文書」所収・曾我系図および他史料からの復元

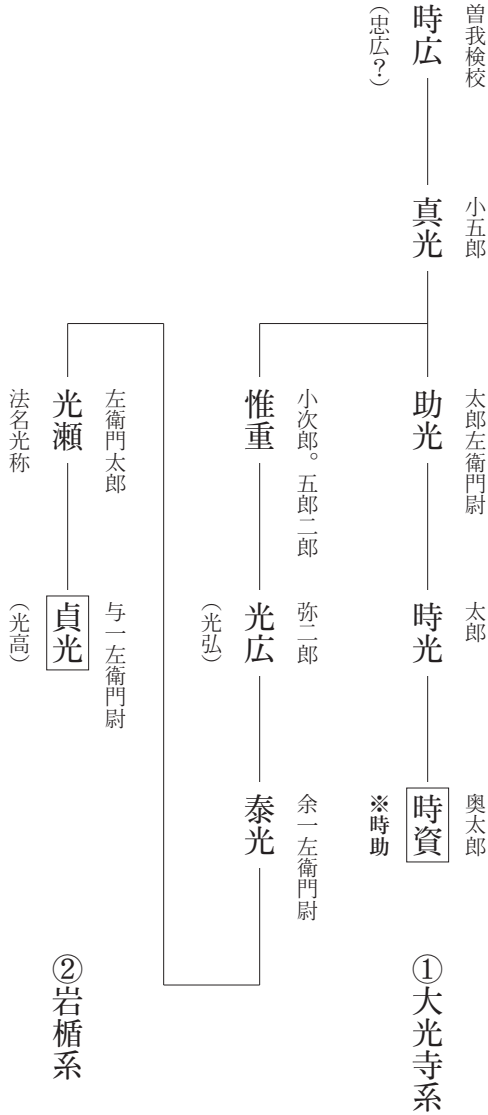
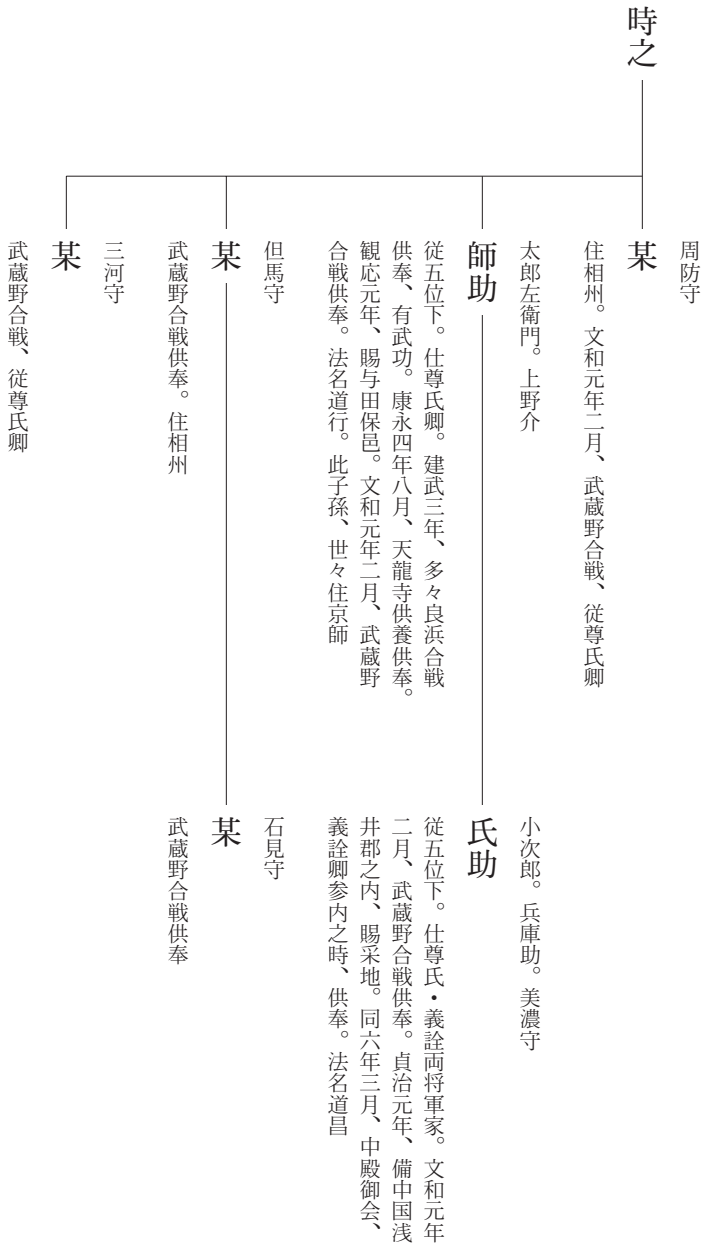


図3 「佐野本系図」および『太平記』による復元



貞治四年八月七日

沙弥(花押)

備中守護所

ここに言う「浅井」は「皆部」の別字(宛字)である。南朝方についた畠山丹波守(前掲)の所領・皆部郷が没収され、細川義兼に与えられたが、相続者がいなかったため軍が没収し、曾我兵庫助(氏助)に預けられたのである。曾我氏は南北朝の内乱に積極的に参加し、その戦功により中国地方にも所領を獲得していったことになる。

曾我氏については、鎌倉期に陸奥国津軽方面に進出したことが知られるが、南北朝期に陸奥曾我氏は滅亡し、その文書は「遠野南部文書」「斎藤文書」などに吸収された。一方、北朝方についた曾我氏の一部は、室町幕府將軍奉公衆となっている。子孫の尚祐は織田(信雄)・豊臣・徳川に仕え、江戸幕府の右筆となった。彼が編纂した『和簡礼経』は室町期の書札礼を示したものとして重宝され、その文中には曾我氏関係の文書も多く引用されている。この他、尚祐には『曾我座右(座祐)』、『曾我流書札法式』、『本朝文法書』、『曾我兵庫助八十五箇条品々不好事』という著作もある。

概して、鎌倉・南北朝初期および戦国末期・近世初頭の曾我氏については著名である一方、室町期における曾我氏、特に京都および西日本で活躍した曾我氏については、研究そのものもさほど多くはないように思われる。<sup>(3)</sup>ここでは、一三三〇年代～一五〇〇年代を中心として、曾我氏が西国に所領を有したことを証する文書を収集し、提示することとした。なお、参考として東日本における動きや所領についても関連する文書を挙げることもある。

(1) 曾我時助(奥太郎)の文書

『和簡礼経』上、足利尊氏御教書写

曾我奥太郎時助申、駿河国沼津郷(工藤右衛門尉跡)事、任去二月八日御下文之旨、可被沙汰付之状、依仰執達如件、

建武三年十月十五日

武蔵権守 在判

〈尊氏御代〉

少輔四郎入道殿

※一三三六年。時助は「斎藤文書」所収の曾我系図においては時光の子で、「時資(ときすけ)」とも記したらしいが(図2)、続群書類従本・曾我系図では父は不明となっている(図1)。「寛政重修諸家譜」では、時助に至る系譜を祐信―祐綱―祐重―祐盛―時助とする。なお、時助の子は時之であるが、その文書は現状において未確認である。

(2) 師助(太郎左衛門尉・上野介)の文書

①「斎藤文書」二、曾我師助直状

平賀郡加土計郷(除曾我小次郎内河又三郎知行分)、依為朝敵闕所地、奉京都御左右、拝領者也、仍執達如件、

曆応四年七月七日

左衛門尉師助(花押)

曾我与一左衛門尉殿

※一三四〇年。曾我与一は、後掲の文書②および図2によれば貞光のことであり、陸奥国津軽郡の岩楯村・平賀郷な

どを所領とする陸奥曾我氏の系統に属する（「斎藤文書」「新渡戸文書」「南部文書」などに類出）。貞光は師助の猶子ともなったが、この系統は正平年間（一三五〇年代）には滅亡してしまふ。

○参考「東寺百合文書」ホ函二一、足利直義下知状

東寺雑掌光信申、周防国美和庄内兼行方事、

右、如雑掌所進曾我六郎左衛門尉時長建武四年五月十六日請状者、毎年寺用米京定肆拾石、十二月中可運送之由載之、而同年以来、至去年四ヶ年分、百六十石内百拾參石漆斗余未済之由訴申候間、今年閏四月廿四日尋下之上、同六月四日、同八月十四日兩度、仰大内豊前権守長弘、遣召文之処、如長弘執進時長同廿七日請文者、任被仰下之旨、企參洛可明申候云々、雖然于今不參、匡遁難涉之科、然則建武四年以来四ヶ年未済分、任注文、可弁償之状、下知如件、

曆応四年十一月廿一日

左兵衛督源朝臣（花押）

※曾我時長は時助・時之および後掲の時信の一族であろう。この人物が建武四年（一三三七）五月十六日に提出した代官請文は、左記の通りである。時長による現地の押領はこの後も続き、少なくとも貞治四年（一三六五）まで東寺による訴訟が確認される。「東寺百合文書」さ函一三、康永元年（一三四二）七月日東寺雑掌光信重申状、同ホ函二三、康永三年十二月八日室町幕府引付頭人奉書、同ノ函一五・一、貞和五年（一三四九）閏六月廿九日室町幕府引付頭人奉書、ホ函二五、同年十二月廿四日室町幕府引付頭人奉書、同さ函四〇・五〇上、貞治四年（一三六五）六月日東寺雑掌申状案など参照。

○参考「東寺百合文書」け函二・六、曾我時長請文案  
(端書)

「曾我七郎左衛門尉時長請文」

請申 最勝光院御領周防国美和庄内兼行方預所職事、

右、兼行方預所職、為東寺供僧中御計、自当年〈建武四〉所充賜也、御年貢之京定肆拾石〈国斗定〉、毎年十二月中、無懈怠可令運送、若云員数云約月、背請文之旨致懈怠者、縱雖經入公用、被処無、更可被召放預所候、仍請狀如件、

建武四年五月十六日 時長〈在判〉

②「齋藤文書」二、曾我師助讓狀

讓渡 本領曾我郷内田畠等事、

合参段内〈田式段、号河原田、畠老段、四郎次郎作、者〉、

右、<sup>(曾我郷)</sup>□□者、雖為師助重代相伝之本領、<sup>(以)</sup>□一族与一左衛門尉、<sup>(為猶子)</sup>□□、限永代所讓渡也、仍之狀如件、

曆応五年卯月廿九日 左衛門尉師助(花押)

③同前、曾我師助書狀

曾我与一左衛門尉貞光申、所領相模国曾我郷内河原田式段・畠老段〈四郎次郎作〉事、貞光為猶子、令讓与当所領候之間、令申御外題安堵候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆応五年卯月廿九日

左衛門尉師助（花押）

進上 御奉行所

○参考、田中教忠氏所蔵文書、足利直義下知状

走湯山密厳院雜掌遍性与曾我遠江權守時信（今者死去）子息鶴寿丸代久俊相論土左国介良庄仲湖田郷以下事、

右、訴陳状、対問詞、枝葉雖多、所詮当庄者參ヶ郷也、其内成武・仲湖田両郷者、為沙弥寂円之跡、御寄附当山之条、曆仁公驗分明也、自而以来、為神領知行、経年序之条、両方無論、爰雜掌則曆応二年以来、時信父子相統押領無謂之由訴之、久俊亦当庄惣公文職并本郷者、先祖曾我太郎助綱拝領之条、貞応二年三月廿三日御下文明鏡也、代々相伝知行之条、又以勿論、於仲湖田郷者、元弘動乱以後、当国守護大将、為兵粮料所、預置軍士詔、敢時信等不自專之由陳之、者仰使者欲糺決之処、神領承伏之上、不及子細、押領已後得分物同答事、不可憤申、先被返付下地於社家、可全神用之由、去月廿八日、於内談之座、雜掌所申請也、此上不及異儀、然則、於当郷者、社家本知行、不可有相違□、次成武郷在所新田有無、公文職分限及苅田狼藉以下事、両方所及確論也、糺決之後、追可有左右之状、下知如件、

貞和二年十月七日

左兵衛督源朝臣（花押）

※一三四六年。湯山学は、南北朝初期の土佐国守護が細川氏であったことを以て、この時期の曾我氏が土佐国守護代であったのではないかと推測している<sup>(4)</sup>。本文書で「介良莊の惣公文職と本郷（地頭職）は先祖の曾我太郎助綱（祐綱）が貞応二年に拝領した」とあり、承久の乱における戦功により、曾我氏が西国に所領を獲得していたことが分

かる。曾我時信は、時助の兄弟（師助の叔父）にあたる人物であろうか。

④『和簡礼経』上、土屋定盛（周防国守護代）打渡状写

周防国与田保（武者六郎入道跡）地頭職、為料所、被預曾我左衛門尉師助由事、任去貞和三年十二月二日御教書之旨、  
莅彼所、沙汰付下地於師助代候迄、仍所打渡之状如件、

貞和四年三月晦日

左衛門尉定盛 判

⑤同前、興津宮内左衛門（曾我氏代官）請取状写

周防国与田保（武者六郎入道跡）地頭職事、任去貞和三年十二月二日御教書之旨、使節（守護方）莅彼所、被打渡下  
地迄、仍所請取之状如件、

「曾我左衛門尉代」

貞和四年三月晦日

興津宮内左衛門

※武者六郎入道は武者光朝のことで、鎌倉末期における周防国与田保の地頭である。後に南朝方についたため、所領  
を没収されたのであろう。

⑥同前、足利尊氏袖判下文写

御判（爰ニアリ）



「此仁太平記ニ見ユ」

下  
曾我左衛門尉師助、

可令早領知周防国与田保闕所分事、

右、為勲功之賞、所宛行也、者守先例可致沙汰之状、如件、

觀応元年十二月廿七日

※一三五〇年

⑦同前、足利尊氏御判御教書写

近江国守山郷地頭方事、為兵粮料所、所預置也、早可致所務之状、如件、

觀応二年八月朔日  
御判

〈日下御判年号書タル／件留ノ時ハ／可為御書御教書者也〉

曾我左衛門尉殿

⑧同前、足利尊氏御内書写

さかみの国、そかの郷の年貢みくうし御めん、并しゆこの役ちやうしせらるる也、

觀応三年六月十七日  
御判

「右之左衛門也」

そかの上野助殿

○参考「東寺百合文書」せ函一二・二、足利義詮御判御教書

東寺雜掌申、上久世庄内今在家田七町事、訴状・具書遣之、下津林大藏左衛門尉・葛岡弥次郎以下輩、濫妨云々、早菰彼所、相賀三郎二郎相共、来月十日以前、可沙汰付雜掌於下地、若令違犯者、任事書之旨、可致沙汰之状、如件、

觀応三年八月廿七日

(花押)

曾我又二郎殿

※曾我又二郎については未詳だが、山城国内に居住していたらしいことが分かる。

⑨「齋藤文書」二、石橋和義遵行状

曾我上野介師助申、出羽国小鹿島事、訴状・具書如此、安藤孫五郎入道、立還遵行之地、押領云々、尤招罪科敷、所詮安東太相共、菰彼所、沙汰付下地於時助代、可被執進請取、使節緩怠者、可有其咎之状、依仰執達如件、

延文二年六月八日

沙弥(花押)

曾我周防守殿

※一三五七年。曾我周防守については図3を参照。

(3) 氏助(小次郎・美濃守・兵庫助)の文書

○参考「山科家古文書」室町幕府引付頭人奉書案

山科中将入道兼掌重光申、備中国英賀庄内水田・砦部両郷事、訴状〈副具書〉如此、多治部備中守濫妨云々、早止彼妨、沙汰付雜掌於両郷、可執進請取状、且載起請之詞、可被申請文也、依仰執達如件、

貞治三年九月十五日

(斯波義將)  
沙弥判

(氏信)  
宮下野入道殿

※一三六四年

①『古今消息集』八、足利義詮袖判御教書写

義詮形 ○

料所備中国浅井郷内〈畠山丹波守跡〉事、所仰付代官職也、早守先例、可執進年貢之状、如件、

貞治四年七月十日

曾我兵庫助殿

②『諸家感状録』一一・曾我久左衛門所蔵文書、足利義詮御判御教書写

備中国浅井郷田、畠山丹波守跡所領宛行之訖、永可領掌、仍如件、

貞治四年

義詮判

曾我兵庫助殿

③前掲 (d)

④前掲 (e)

⑤『和簡礼経』上、室町幕府御教書写

可令早曾我美濃守氏助法師〈法名道昌〉領知若狭国名田庄事、

右募奉公之劳、所宛行也、者早守先例、可致沙汰之状、依仰下知如件、

応安四年十二月廿五日

相模守源朝臣 判

※一三七一年。なお、二条良基「貞治六年中殿御会記」に、供奉人として曾我美濃守氏助が見える（一三六七年）。

⑥同前、大内弘世書状写

御札委細承候、抑与田保事、御書・御教書拝見候き、就其遵行申候了、御代官下着刻、可致遵行之沙汰之処、従去五月、以外相劳事候而、連々非本意候、其段申御使候了、他事、期後信候、恐々謹言、

「大内殿也、義弘之親父」

八月九日

沙弥 道晴

「大内介弘世、法名道覽、号延寿院」

謹上 曾我美濃入道殿 御返事、

⑦同前、大内義弘書状写

御札委細令拜見候了、抑与田保事、遵行申候間、御代官方、被請取之訖、当知行人、千万雖申子細候、落着之間、先以恐悅候、定從御代官方、仔細可令申歟、他事、期後信候、恐々謹言、

「永和四年之比」 「大内殿也」

八月十日 散位義弘 判

謹上 曾我美濃入道殿

※一三七八年

⑧『古今消息集』八、足利義滿御判御教書写

曾我美濃入道所領周防国与田保事、其身当參奉公之上者、於国軍役已下果役(つと)、可為免許候、国事可被加扶持也、

「永和四」

十月十五日 義滿 在判

大内左京權大夫殿

(4) 満助(太郎平次右衛門・美濃守)の文書

①『水月古簡抄』曾我又兵衛宗義、足利義満御判御教書写

周防国与田保課役之事、令免除畢、仍如件、

永和四年 義満 判

曾我平次右衛門とのへ

○参考「東寺百合文書」フ函六四、嘉慶元年(一三八七)十二月日近江国三村莊年貢米散用状  
注進 三村庄至徳二年御年貢散用事、

合八十四石内、

定除 十石 円満寺御契約分

残御米七十四石内

五斗 御倉付 八石 給主分

六斗〈山本入道使進出之時／伊庭方者ニ酒直〉 七斗七升五合〈京進人夫種物／五ヶ度五百文代〉

一斗三升〈如覚下向之時種物〉 二斗〈下用〉

以上除分廿石二斗五合

二石〈曾我新左衛門殿／未進〉 七斗〈木村源三／未進〉

三十石三斗四升五合〈先代官林さと三郎男未進〉

以上未進卅三石四升五合

定残御米卅石七斗五升

代用錢二拾貫文

惣都合八十四石

嘉慶元年十二月 日

※一三八七年。曾我新左衛門については未詳。なお、後掲(6)②④によると、曾我氏は近江国邇保荘にも所領を  
獲得していたことが分かる。

②「成實堂古文書」第十九、雜文書其二ノ一、退藏庵文書、足利義滿御判御教書写

(端裏書)

「見伏退藏庵領水田并皆部地頭職事」

寄附 伏見退藏庵

備中国英賀庄内水田・皆部地頭職事、

右、任曾我太郎滿助申請之旨、所寄附之状、如件、

明德元年十二月三日

従一位源朝臣 御判

※一三九〇年

③ 同前、室町幕府御教書写

伏見退蔵庵領備中国水田・皆部地頭・領家職事、早任安堵、可被沙汰付当庵雜掌之状、依仰執達如件、

明德元年十二月六日

(斯波義將)  
左衛門佐 在判

(細川頼之)  
武蔵入道殿

④ 同前、備中国守護遵行状写

備中国水田・皆部地頭職并預所職事、御寄進状・同御自筆、任御書之旨、伏見退蔵庵御代官、可沙汰付候、恐々謹言、

十二月廿五日

(細川頼之)  
、判

香川中務入道殿

※ 応永十五年（一四〇八）七月以降、備中国守護の細川頼重が水田郷の知行を所望し、さらに管領細川満元の被官人・

河村入道が現地に入部しようとする動きがあった（『教国卿記』 応永十五年七月十七日〜十二月十一日条に頻出）。

その際には「退蔵庵寺事（※知事）来、地頭事、曾我、公方様可愁申之由、有談合也」と言われており、曾我氏（満助または政助）が地頭職を死守しようとしている。

(5) 政助（太郎平次右衛門）の文書

① 「醍醐寺文書」九、足利義満御判御教書案



(端裏書)

「御教書案文(此二通正文紛失、於国紛失歟云々)」

尾張国千代庄内重枝次郎丸事、下地一円国衙領云々、爰曾我平次右衛門尉、帶御下文、雖致知行、追可充給替地、早沙汰付三宝院雜掌、可全所務之状、如件、

応永三年十月十一日

御判

(仲秋)  
今河右衛門尉入道殿

※一三九六年。この時期、平次右衛門を名乗る曾我氏としては、政助とは別に満康という人物がおり、満助の兄弟と思われる(「応永元年日吉社室町殿御社参記」)。したがって、右の曾我平次右衛門尉がいずれであるか、明確には判断できない。この家系もまた「平次」を名乗り、以降は持康―教康と続くようである(「応永十九年放生会記」。「永享九年十月二十一日行幸記」、『親元日記』寛正六年八月十五日条など)。

②同前一、足利義満御判御教書

尾張国千代庄内重枝次郎丸事、依為下地一円国衙領、去、年被仰之处、於曾我平次右衛門尉知行分者、先守護人遵行、猶以有渡残云々、早退押領人等、可沙汰付三宝院雜掌之状、如件、

応永五年潤四月廿八日

(花押)

(法珍)  
今河讚岐入道殿

③『和簡礼経』上、足利義満御判御教書写

去七日、於丹波国八田庄、山名宮内大輔对治之時、若党四人討死、剩其身令被疵、致忠節条、尤神妙之至也、弥可抽  
戦功之状、如件、

応永六年十二月十五日

御判

曾我平次右衛門尉殿

④同前、足利義教御判御教書写

今度、於菅根山、被官人等、被疵之条、尤神妙、弥可抽忠節条、如件、

永享十年九月八日

御判

曾我平次右衛門尉殿

※一四三八年。先に述べたように、曾我平次右衛門は教康を指す可能性もある（「永享九年十月二十一日行幸記」）。

(6) 教助(平次・兵庫助・上野介)の文書

○参考『和簡礼経』上、室町幕府御教書写

就持氏御息陰謀、常州凶徒等蜂起云々、不日令発向、可抽忠節之旨、所被 仰下也、仍執達如件、

永享十二年四月十日

右京大夫 判

曾我小次郎殿

※曾我小次郎は庶子であろうか。

①『和簡礼経』下、備中国守護家奉行奉書写

備中国皆部庄本役請料錢百五拾貫文事、任御下知、兵庫助代仁可被渡之由候也、仍執達如件、

文安三

九月十日

(石川源三九)  
氏経

庄甲斐入道殿

※一四四六年

②『和簡礼経』上、室町幕府御教書写

曾我兵庫助教助申、近江国野洲郡邇保庄内〈宇津宮信濃守跡〉事、鴨社雜掌、雖令申子細、異于他、為先給之替、被宛行上者、任当知行、教助領掌、不可有相違由、所被 仰下也、仍下知如件、

文安五年十二月十五日

右京大夫源朝臣 在判

③同前、室町幕府御教書写

曾我上野介教助申、近江国野洲郡邇保庄事、度々雖被仰候、守護遵行難涉之上者、任去年十月十六日還補之御判之旨、

可被沙汰付教助代之由、所被仰下也、仍執達如件、

〔管領畠山也〕

寛正六年八月十三日

尾張守

佐々木大膳大夫入道殿

〔六角〕

※一四六五年

④同前、近江国守護遵行状写

曾我上野介教助申、近江国野洲郡邇保庄事、任去年八月十三日施行之旨、可沙汰付教助代之状、如件、

寛正六年十月四日

(京極持清)  
沙弥判

〔六角殿家来〕

今江彈正左衛門尉殿

江辺彦左衛門尉殿

⑤同前、室町幕府奉行人連署奉書写

知行分駿河国沼津郷事、就葛山押妨、被成奉書之条、無相違処、号代官職、重而可入部云々、事实者言語道断次第也、所詮早任御成敗之旨、退違乱之族、弥可被令領知之由、(※所脱)被仰下也、仍執達如件、

文明十四年七月十九日

加賀守判

曾我上野介殿

※一四八二年

⑥前掲 (c)

(7) 元助 (又次郎・兵庫助・上野介) の文書

①前掲 (a)

②前掲 (b)

○参考「三浦家文書」仁保長満丸 (興棟) 合戦注文

(証判)

「一見了、

(大内義興)  
〔花押〕

文亀元年潤六月廿四日、於豊前国仲津郡杵尾崎、遂合戦、仁保左近将監護郷討死之時、同道衆并一所衆、次護郷家人等、或討死、或被疵人数注文、

護郷同道之衆内、討死人数、

(中略)

曾我平四郎〈矢疵一ヶ所〉

同被官 宇佐木彦六〈討死〉

同下人 兵四郎〈討死〉

三郎次郎〈矢疵一ヶ所〉

曾我小四郎〈矢疵一ヶ所〉

同下人 又七〈切疵二ヶ所〉

(中略)

文龜元年八月三日 長満丸

弘中兵部尉殿

※一五〇一年

③『和簡礼経』上、室町幕府奉行人連署奉書写

惣領職并知行分諸国所々〈目錄在別紙〉事、早任去年七月十三日同名平次讓状之旨、可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正五年十二月廿三日

下野守 判

左衛門尉 判

曾我又次郎殿

※一五〇八年

④『和簡礼経』下、室町幕府奉行人連署奉書写

元助申、備中国水田郷地頭職事、

先祖、彼庄半分令寄進退蔵庵、依聯輝軒相統、於年貢京着半分者、可有執沙汰之処、年々無沙汰之条、太無謂、所詮  
任永享・嘉吉之例、令直務、於下地者、可全領知之旨、被成奉書上者、可沙汰付下地於元助代官由、被 仰出候也、  
仍執達如件、

十月廿四日

之秀 在判

英致 在判

右京兆代

※奉行人は飯尾之秀・松田英致であり、文書は永正頃のものであろう。

注

(1) 熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 中世編』(吉川弘文館、二〇一〇年)。なお、岡田謙一「肥後熊本藩主細川家と「細川家文書」について」(『日本歴史』七三七、二〇〇九年)。

(2) 優れた解説としては、湯山学「曾我氏」(同『相模武士』四、戎光祥出版、二〇一〇年)が挙げられる。なお『曾我物語』関連のものとしては、伊藤邦彦『建久四年曾我事件』と初期鎌倉幕府(岩田書院、二〇一八年)を挙げるにとどめる。

(3) 高木昭作「曾我氏と和簡礼経」(『書の日本史』五、平凡社、一九七五年)、小久保嘉紀「織豊期における書札礼故実の集積と近世故実書の成立への展開」(『織豊期研究』一一号、二〇〇九年)、木下昌規『戦国期足利将軍家の権力構造』(岩田書院、二〇一四年)、同「室町幕府滅亡後の幕臣達」(日本史史料研究会編『日本史のまめまめしい知識 第一巻』岩田書院、二〇一六年)など参照。奉公衆関連のものについては、福田豊彦「室町幕府の『奉公衆』」(『日本歴史』二七四、一九七一年)、染谷光広「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」(『国史学』一一〇・一一一合併号、一九八〇年)、山田邦明「鎌倉府の奉公衆」(『史学雑誌』九六(三)、一九八七年)、川元奈々「將軍足利義昭期における幕府構造の研究」(『織豊期研究』一一二、二〇一〇年)、山田徹「足利將軍家の莊園制的基盤」(『史学雑誌』一二三(九)、二〇一四年)などを挙げるにとどめる。

(4) 湯山・前掲(2)。

※文書の収集にあたっては、『南北朝遺文』および地方自治体史の史料編などの他、東京大学史料編纂所データベース、京都府立・京都学歴彩館「東寺百合文書」WEBを使用した。